令和６年４月１日

**練馬区立南が丘中学校「学校いじめ防止基本方針」**

**１　本校の基本姿勢**

　　いじめは重大な人権侵害であり、決して許されません。

　　いじめは学校のみならず社会の中にも起こりうる問題との認識に立ち、いじめが発生した場合には、周辺の状況を適切に判断し、心身の苦痛を受けた被害生徒に寄り添いながら集団生活に適応していけるよう、組織で対応します。

**２　防止方針の基本的な考え方**

　　管理職・教職員のいじめに対する意識

　　　管理職・教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、生徒を守る役割を大きく担っているのは学校であるという強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにします。

　　いじめの未然防止・早期発見

　　　いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を再検討し、いじめ重大事件を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組を継続して行います。

　　関係機関との連携

　　　学校と教育委員会との連携を図ります。また、状況に応じて専門家など第三者と一体になり、いじめ問題の早期解決にむけ、その後の学校生活も含めて関係機関との連携を深めます。

**３　学校の取り組み**

1. 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
2. いじめ防止基本方針の策定
3. 「いじめ対策委員会」の設置

　いじめの防止等を行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

＜構成員＞：校長、副校長、生活指導主任、いじめ対策推進教員、各学年主任、養護教諭、ＳＣ

＜活動＞：　アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめの防止・早期発見や、いじめ

事案に対する対応に関すること。いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

＜開催＞： 月１回開催を基本とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

1. いじめの防止
2. 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など様々な場面において、道徳教育の推進および人間関係形成・社会形成能力等の育成、情報モラル教育の充実、体験活動の充実、自尊感情や自己肯定感の育成を図る教育活動を行う。

1. 生徒の主体的な活動の促進

●生徒会における取組

･生徒会朝礼などを利用し、いじめ防止に繋がる啓発活動を継続的に行う。

　・役員会、生活委員会が中心となり行っている活動を代表委員会で共有し、理解と協力を行う。

　　　　 ・いじめ一掃プロジェクトを活用し生徒が自発的にいじめの問題を考えられるようにする。

●いじめの防止・克服に向けた取組の支援

・情報モラル講習会で、メールやインターネットを適正に利用する能力、態度を育成する。

・「いじめを見て見ぬ振りをしない」ための指導や生徒同士が互いを尊重することを自覚させ

る指導を行うとともに、ふれあい（いじめ防止強化）月間やいじめ一掃プロジェクト等でい

じめ防止や克服に向けた取組を支援する。

1. 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見し、適切に対応する力の向上を図る。「南が丘中学校 学校いじめ防止基本方針」や「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を活用して、いじめ問題に対する理解を深める。カウンセリング能力の向上、教職員の不適切な行為や体罰に関する研修、情報モラルに関する指導力の向上によって、個々の生徒への指導の充実を図る。

1. いじめの早期発見・早期対応
2. 定期的ないじめの実態把握

・いじめの実態把握を行うため、生徒の日常の様子をよく観察する。また、いじめアンケート等の調査を行うことで組織としての共通理解を図る。

　　　　→　区ふれあい月間の取組（年３回）

　　　　・いじめに関するアンケート後、担任や学年の教員等が聞き取りや指導を確実に行う。

1. 教育相談の充実

・トーキングタイムにおいて全ての生徒をアンケート実施・調査（全学年）を行うことで

一人一人の生徒の声に心を傾ける機会を作る。

・生徒および保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、人間関係も含めて相談し

やすい体制の整備を行う。

・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との関わりの場を充実させる。

1. 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

・いじめの実態や学校の方針に関する情報発信・情報共有、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応への体制づくり、情報モラルに関する啓発の促進を図る。

1. いじめへの対処
2. いじめを受けた側の生徒への支援

●事実関係の聴取

　　　　　事実関係を丁寧に聞き取り、自尊感情を損なわないように留意しながら対応を行う。また、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意してその後の対応を行う。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力し、生徒に心理的負担を与えないよう配慮する。

●保護者と一体となった支援

保護者に事実関係を迅速に報告し、生徒の安全の確保に努め、できる限り生徒の不安を除す

るなど今後の対応を説明する。

1. いじめた側の生徒への実効性のある指導

●毅然とした指導の徹底

　　　いじめた側の生徒には、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。また、暴行や恐喝等の事例に関しては速やかに警察と連携して対応する。いじめは人格を傷つけ、生命、身体また財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、生活改善の意識付けを維持させる。

　　　●組織的かつ継続的な観察や指導

　　　　　いじめの背景にも目を向け、いじめた側の生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しながら、学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。状況に応じて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携の下、心のケアとともに必要な支援を実施する。

　　　●保護者と一体となったいじめの改善

　　　　　 いじめた側の生徒に対しては、該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげるための教育活動を通して、保護者とともにいじめの改善を図るよう努める。

1. いじめの周囲の生徒の心理を把握した指導

いじめの周囲の生徒には、見て見ぬ振りをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめと同じであることを理解させるとともに、いじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。いじめを知らせた生徒に対しては、知らせたことを守り通すと伝えるとともに、組織等で情報共有した上で見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。

1. 学校組織全体でのいじめへの対処

教職員間における共通理解、役割と責任の明確化、いじめの認知および対応、いじめの疑いがある行為への対処など、学校組織全体で取り組む。

1. 重大事態への対処

・重大事態が発生した旨を、練馬区教育委員会に速やかに報告する。

・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

・必要に応じて、保護者・地域、関係機関等との連携を図る。

1. インターネット上のいじめへの対応

●いじめを受けた生徒を守るための対応

・いじめを受けた生徒を守るための早期対応

SNSや、動画投稿サイト等で生徒の個人情報が公開された場合には、投稿のコピーが短時間で拡散され、急激に被害が拡大する可能性があることから、警察や練馬区教育委員会、保護者と相談し、早期対応策を講じる。名称やＵＲＬ、書き込み内容、画像等を保存・記録し、事実を明確にする。明らかになったことを関係生徒に確認しながら聞き取った内容を蓄積する。非公開の会員制サイトやＳＮＳ等におけるいじめは、発覚しにくいうえに、削除が難しい場合もあり、いじめを受けた生徒を守ることを中心に対応する。生徒の生命、身体または児童ポルノ、恐喝、直ちに暴行等の犯罪行為に関わる場合には、警察や法務局等に相談・通報し適切な援助・助言を求め対応を行う。

・削除依頼の要請

　　　　　掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除を検索サイト運営会社に要請する。掲示板に書き込んで削除を依頼した場合、その内容が閲覧されることで、削除要請を揶揄されるなど二次的被害が発生する可能性もあるため、保護者と相談したうえで、あえて削除依頼を要請しないことも考えられる。また、被害者が書き込み等の存在そのものを知らなかったり、内容等に誤りがあったりする場合も考慮し、慎重かつ丁寧に対応する。

　　　　●いじめた側の生徒および保護者への対応

・いじめた側の生徒への指導

事実確認を行ったうえ、関連する書き込み写真や文章の経路を把握し、それらの所在を確認する。そして、本人立ち会いのもとに、一人一人が所有する情報を一つずつ確実に消去させる。また、拡散しないような対策を講じる。

・いじめた側の保護者への指導等

　保護者に対して、事実を説明し、個人情報（画像も含む）に関する書き込みおよび発信等をした行為は重大な人権侵害であり、犯罪であることを伝え、指導内容を報告する。学校側と被害者および被害者の保護者で相談を行ったうえで、謝罪の場を設けることを指導する。保護者やスクールカウンセラーあるいは警察等の諸機関と連携し、原因や抱えている悩み、心理的な背景等の理解に努めるが、行った行為に対しては毅然とした態度で厳正に対応する。保護者に理解を得つつ、今後の利用の仕方および家庭でのルール作り等、家庭による管理の責任を要請し、確認する。学校と保護者とが協力して、事後の状況についても可能な限り、動向確認および把握に努め、連携を図っていくことを共通理解するなど、今後の指導方針や対策を確認する。生徒の行為にショックを受け、生徒の行為への不快感や将来への強い不安から、親子関係が崩れるのを防ぐため、スクールカウンセラーが保護者に対して面談を行う体制をつくる。

●いじめの周囲の生徒および保護者等への対応

　発信元の特定が可能であること等を含め、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。また、加害者情報の暴露、情報の拡散（保存）および転載は、新たな加害行為や犯罪行為等につながる危険性があることを十分指導する。

　保護者からの情報提供に対しては、事実確認を行うこと、事実を把握している人物の有無、書き込まれている内容に関する情報を教えていただき、削除依頼の要請を行うことや、厳正な対応を行うことを回答する。

●生徒および保護者への情報提供

　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み内容を確認し、サイト管理者やプロバイダに削除を要請する措置に関する相談窓口や違法な情報発信停止、情報の削除の手続きの方法等について、生徒および保護者に情報提供する。

1. 校種間および関係機関との一層の連携

卒業時等（小中）における的確な情報伝達、入学後の情報連携の継続、関連機関（教育相談室や適応指導教室、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察など）との情報共有を図る。

1. 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

①学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

設置した組織等は、学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

②定期的ないじめに関する調査

定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組

めるようにする。

③学校評価等を通した教職員による評価および改善

教職員は、日頃から生徒の理解に努め、未然防止や早期発見などいじめ問題を隠さず、迅速かつ適

切な対応、組織的な対応等の状況について定期的に評価し、評価結果を基に改善する。

④生徒および保護者等の評価および参画

生徒および保護者等が、学校関係者評価等を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や設置した

組織に対して定期的に評価する。さらに、生徒および保護者がいじめ問題の具体的な取組や実施計

画、実施体制に参画できる機会や場を設けるよう努める。

**４　年間計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 生徒・保護者に向けた取組 | 学校内における取組 |
| ４月 | 各学年、学級で生徒観察（年間）部活動での生徒観察（年間）ＳＮＳ学校ルール確認セーフティー教室（情報モラル教室）の実施 | 前年度・春休みの情報共有年度当初会議「配慮が必要な生徒について」新入生や新学年で生徒の情報共有 |
| ５月 | SCによる1年生全員面談集会でいじめ防止の生徒への啓発相談窓口一覧配布 | ふれあい月間計画 |
| ６月 | ふれあい月間SCによる1年生全員面談トーキングタイム（全員アンケート実施）いじめ防止に関する道徳授業いじめアンケート | 内容点検・報告 |
| ７月 | ＳＯＳの出し方についての指導保護者会や三者面談での周知、聞き取り | いじめアンケートの点検・報告１学期の情報共有トーキングタイム等の全員面接に関する |
| ８月 | いじめ防止ポスター作成いじめ防止標語作成ＳＮＳ家庭ルール作成 |  |
| ９月 | 相談窓口一覧配布 | １学期・夏休みの情報共有 |
| １０月 | いじめ防止キャンペーン計画 | ふれあい月間計画 |
| １１月 | ふれあい月間(いじめ一掃プロジェクト)いじめアンケートいじめ防止キャンペーンいじめ防止に関する道徳授業 | いじめアンケートの点検・報告 |
| １２月 | 三者面談での聞き取り | 三者面談での聞き取りの点検・報告２学期の情報共有 |
| １月 | 相談窓口一覧配布 | ２学期・冬休みの情報共有ふれあい月間計画 |
| ２月 | ふれあい月間いじめアンケートいじめ防止に関する道徳授業 | いじめアンケートの点検・報告新入生保護者会での取り組み周知トーキングタイムの実施 |
| ３月 | 保護者会での周知 | ３学期・年度全体の情報共有いじめ対策委員会による基本方針の見直し |